

滋賀県認定こども園施設整備費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備事業（以下「認定こども園整備事業」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、別添「滋賀県認定こども園施設整備事業」に掲げる事業とする。

ただし、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- ① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している事業
- ② 土地の買収または整地に要する費用に対し補助を行う事業
- ③ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用に対し補助を行う事業
- ④ 職員の宿舎に要する費用に対し補助を行う事業
- ⑤ その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用に対し補助を行う事業

（認定こども園整備事業の実施主体）

第3条 認定こども園整備事業の実施主体は市町とする。また、市町は、別紙1に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助または助成等により事業を実施することができるものとする。

（事前協議および交付申請）

第4条 市町がこの補助金の交付を受けて、第2条第1項に定める認定こども園整備事業を実施しようとする場合には、県に対して事前協議を行うものとする。

2 この補助金の交付申請は、交付申請書（様式1-1）に関係書類を添えて、別途定める期日までに、知事に対して提出するものとする。

（状況報告）

第5条 市町は、補助金の交付対象となった認定こども園整備事業にかかる工事に着工したときは、様式3により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については様式4により当該年度の1月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第6条 この補助金の実績報告は、実績報告書（様式2-1）に関係書類を添えて、事業を完了した日から30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日に、知事に対して提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、原則として補助事業の完了後に精算払いにより交付するものとする。

(交付の条件)

第8条 市町が認定こども園整備事業を実施する場合、この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式5）を知事に提出しなければならない。報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- (9) 知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(10) 知事は、市町に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(11) 前号の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(12) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(13) 市町が(1)から(12)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

2 市町が事業者に対し補助することにより認定こども園整備事業を実施する場合、この補助金の交付決定には、次の条件を付さなければならない。

(1) 第1項の(2)、(3)および(4)に掲げる条件

(2) 市町が事業者に対して、この補助金を補助する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模または構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 利用定員

イ 事業を中止し、または廃止（一部の中止、または廃止を含む。）する場合には、市町長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。

オ 市町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市町に納付させることがある。

カ 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式5により速やかに市町長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市町に納付させることがある。

ク 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(3) (2)により付した条件に基づき、市町長が承認または指示する場合には、あらかじめ知事の承認または指示を受けなければならない。

(4) 事業者から財産処分による収入または補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

(5) 事業者が(2)より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

3 認定こども園整備事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付額の算定方法)

第9条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 事業または工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人および社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (別表)補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。

(3) 事業ごとに、(1)により選定された額に別紙に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 市町は、第4条の規定に基づく事前協議および交付の申請、第5条の規定に基

づく状況報告、第6条の規定に基づく実績報告ならびに第8条の規定に基づく知事の承認を必要とする申請等については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他留意事項）

第11条 市町が事業者に対し補助することにより認定こども園整備事業を行う場合は、市町は当該補助金の交付申請および交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。

付 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

認定こども園整備事業

1 事業の目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

幼稚園型認定こども園の防犯対策整備を実施する。

(2) 整備対象施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第3条第2項第1号または第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(3) 事業の実施主体

市町

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

学校法人

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

別表1（算定基準）、別表2（補助基準額表）で定める基準により算出

(2) 補助率

県1/2、市町1/4、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

防犯対策整備

4 対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収または整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。

② 幼稚園についても交付対象とすること。

ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別 添

滋賀県認定こども園施設整備事業

(定義)

本交付要綱において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
整備	防犯対策整備	施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置修繕等必要な安全対策に係る整備をすること。

別表1

算定基準
(防犯対策整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防犯対策整備	本体工事費	<p>防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置</p> <p>次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策に必要な工事費又は工事請負費(交付要綱別紙1の5留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名 ○○市(町)長 ○○ ○○

発行責任者・氏名
担当者 連絡先電話番号

年度滋賀県認定こども園施設整備費補助金の交付申請について

標記の件について、次により補助金を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行わない。

1 交付申請額

円

2 事業計画、整備計画概要等 別添一覧表のとおり

(添付書類)

市町の歳入歳出予算書(見込書)抄本

年度 認定こども園施設整備補助金 事業計画（内訳）

市町名： _____

(単位：千円)

事業名	補助対象事業に 要する経費 (総事業経費)	補助対象経費	補助希望額	整備件数	備考
認定こども園施設整備事業					
①防犯対策整備					
計					

(注) 補助希望額は、1,000円未満を切り捨てて記入すること。

様式1-3

年度 認定こども園施設整備費補助金に係る整備計画書

市町名: _____

1. 整備計画の概要

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出 (予定)額	補助金 申請額	備考
	幼稚園 型認定 こども 園			防犯対 策整備			
合計							

2. 整備の目的

様式1号 記入要領

1. 整備計画の概要

整備予定の認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出(予定)額」・「交付金申請額」・「対象事業」を記入すること。

※「補助金申請額」:「補助金申請額」を算出し、記入すること。

2. 整備の目的

記入の観点としては、施設整備の目的及び必要性、施設整備による効果等を記入すること。

地域計画や建物を取り巻く環境など、協議施設との関係で、特殊事情等があり、特記すべき事項がある場合には合わせて記入すること。

※必要に応じ、資料を添付すること。

年度 認定こども園施設整備補助金申請書

交付金	施設種別	市町名		部(局)課名	部	課
(フリガナ)施設名		(フリガナ)設置主体名		担当者名		
所在地(市町名)		(移転後)		電話		
(フリガナ)施設名		(フリガナ)設置主体名		FAX		
所在地(市町名)		(移転前)		経営名称		
所在地(市町名)		(移転後)		主体		
所在地(市町名)		(移転後)		学校法人		
所在地(市町名)		(移転後)		新・既		
整備区分	防犯対策整備	施設種別の変更	整備前 ⇒ 整備後	認定こども園となる時期(予定含む)		
定員	現在 名 ⇒ 増減 名 ⇒ 整備後 名	建物延面積及び構造	整備前 階 m ² ⇒ 整備後 階 m ²	平成 年 月 日		
既存の施設状況	建築年度(経過年数) Is値 現存率 %	年度 国庫補助の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「金額」を記入	財産処分承認申請の必要の有無 ※「有」「無」を記入し、「有」の場合は「年度」「解体」「転用」「その他」を記入	施行	契約予定年月日 平成 年 月 日	平成 年 月 日
				行	着工予定年月日 平成 年 月 日	平成 年 月 日
				計	完成予定年月日 平成 年 月 日	平成 年 月 日
				画	開園予定年月日 平成 年 月 日	平成 年 月 日

施設整備区分	定員等	対象経費の実支出予定額	補助基準額	大規模修繕等の場合
本体(冷暖・浄化・EV・事務費)		/	(計算式等)	公的機関見積額
特殊附帯工事費			(基準額)	
設計料加算				工事請負業者見積額
解体撤去工事費(木・非木)				
仮設施設整備工事費				修繕内容
耐震診断費				
その他()				
計		(e)	(a)	
		千円	千円	
備考(工事の概要)				

総事業費(b)		実支出予定額(e)		補助金の額	
寄付金その他控除額(c)		(e)/2=(f)		千円	
(b-c)/2=(d)		(g):(d)と(f)を比較して小さい方		※(a)と(g)を比較して小さい方	

資金内訳	区分	補助金	市町負担額	設置者負担	総事業費	設置者負担				
						自主財源	寄付金	()	()	計
内訳	施設	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	計									

市町の予算措置状況	当初 補正()月	設置主体の予算措置状況	当初 補正()月
-----------	-----------	-------------	-----------

施設種別	施設名
------	-----

市町名 _____

幼児年齢別内訳	現在	年齢	満3	3	4	5	合計	支給認定区別 内訳	支給認定こども	1号	2号	3号	合計	備考	
		定員							整備前の定員内訳						
		現員							整備後の定員内訳						
	整備後	学級数							定員に占める1号子どもの割合						%
		定員							幼保連携型認定こども園に係る按分率						%
		学級数							(按分率の算出方法)						
		一時預かり事業を行う場合の人数													

最低基準適合状況(整備後)	部門	区分	適合状況	延面積	最低基準面積等			
		保育部	乳児室	/	m ²	1.65m ² × 2歳未満児定員数 (人) =	0 m ²	
	ほふく室		3.3m ² × 2歳未満児定員数 (人) =			0 m ²		
	小計		(適・否)			m ²		
	管理部門	保育室	/	m ²	1.98m ² × 2歳以上児定員数 (人) =	0 m ²		
		遊戯室			1.98m ² × 2歳以上児定員数 (人) =	0 m ²		
		小計			(適・否)	m ²		
	一時預かり保育室			m ²				
	その他 ()			m ²				
	管理部門	職員室	(適・否)	m ²				
		保健室	(適・否)	m ²				
		調理室	(適・否)	m ²				
		会議室	/	m ²				
		地域子育て支援相談室			m ²			
		屋外遊戯場		m ²	屋外遊戯場 (適・否)			
その他 ()			m ²	3.3m ² × 2歳以上児定員数 (人) =	0 m ²			
合計			m ²	保育に必要な用具 (適・否)				

施設整備を必要とする理由

様式 2-1

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名 ○○市(町)長 ○○ ○○

発行責任者・氏名
担当者 連絡先電話番号

年度滋賀県認定こども園施設整備費補助金の事業実績報告について

年 月 日滋私大振第 号で交付決定を受けた 年度滋賀県認定こども園施設整備費補助金にかかる事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

1 精算額

円

2 整備実績の概要、精算額算出内訳、事業実績報告書等 別添一覧表のとおり

(添付書類)

市町の歳入歳出決算書(見込書)抄本

年度 認定こども園施設整備補助金 事業実績報告書 (内訳)

市町名 : _____

(単位：千円)

事業名	補助対象事業に要した 経費 (総事業経費)		補助対象経費		補助金の額
	当初	実績	当初	実績	当初
認定こども園施設整備事業					
①防犯対策整備					
計					

事業実績報告書

(認定こども園施設整備事業)

1 整備した施設の概要

- (1) 市町名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 施設の種類
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員

	現在定員 (人)	増加定員 (人)	合計 (人)
幼稚園			
保育所			
幼稚園機能			
保育所機能			
合計			

2 当該補助による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費・仮施設設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)

(ウ) 施設整備の区分 (創設、増築、増改築の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 (_____ 造)

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分 (昭和〇〇年度 : 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分 (取りこわし) 年月日

ウ 仮施設設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費 （解体撤去工事費） （仮施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）
- ウ 各室の室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真（竣工写真で全景および幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準に定める各室内外および設備等の写真）
- カ 工事契約金額報告書（様式2-4）
- キ その他必要な書類

様式 2-4

番 号
年 月 日

〇〇市町長 様

申請者 住所
氏名 社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

施工業者 住所
氏名 株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

発行責任者・担当者 氏名
連絡先電話番号

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

様式5

滋賀県知事 様

番 年 月 号 日

申請者 住所
氏名 ○○市(町)長 ○○ ○○

発行責任者・氏名
担当者 連絡先電話番号

年度 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日第 号で交付決定を受けた 年度認定こども園施設整備交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

1 整備計画等内における施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による額定額または事業実績報告書による精算額

金 _____ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金等返還相当額)

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。